

令和 7 年 7 月 16 日

各 位

2025 因島水軍まつり
バザール部会長 麓 博己2025 因島水軍まつり内バザールへの出店者募集について
(旧因島市外事業者用ご案内)

2025 因島水軍まつりを下記の日程で開催致します。バザールにおきましても同様に開催を致しますので、出店ご希望の方は、別紙の申込書に必要書類を添付の上、事務局まで FAX 又はメール、オンラインフォームにてお申し込み下さい(7月16日(水)～7月31日(木)まで)。

記

① 日 時 令和 7 年 9 月 20 日(土) 島火まつり **17 時～21 時(営業時間)**

② 場 所 尾道市因島大浜町 因島アメニティ公園広場

③ そ の 他

- 2021 年に会場内へ「渚の交番 SEABRIDGE」が完成しました関係上、スペースが狭くなっております。その為、出展応募者数が予定より超過しました際はその時点で募集の終了させて頂きます。予めご了承ください。
- 出店料金については申請用紙記載の通りとなります。
- お預かりします出店費用はテント等会場設営に係る費用として使用いたします為、出店料金ご入金後のキャンセルや実行委員会判断での中止となった際の返金は双方とも実施致しません。予めご了承ください。
- 保健所への届出/食品(飲食)販売の許可申請は、主催者がまとめて提出します。同封しております専用紙にご記入頂き出展申請用紙と一緒に送ってください。
- かき氷の販売につきましては出品される事業者が多くなっております為、出店数に上限を設ける可能性がございます。その際、尾道市外事業者、因島を除く尾道市内事業者(共に出店実績が少ない方から)の順に規制させて頂きます。何卒ご了承ください。
- 当該エリアの管轄となります「広島県東部保健所」内において、出展ブース内で調理を要するもののうち以下の提供は不可となっております。
 - 生鮮食品(生もの、カット野菜・果物の提供)
 - アイスクリーム類(ディッシャー等を使用し、直接掬って別容器で提供するもの)
※既製品で個包装状態のもののディッシュアップ、カセット式の物は該当しません
 - スムージー類等の非加熱品
 - 生クリーム類を使用するもの
 - その他その場での調理行程が多い、又は複雑なもの
(飲食店営業許可を取得済みで、キッチンカーにて販売をされる方は該当いたしません、魚等生鮮類の提供につきましては極力お控えください。)

- 上記商品において、加工済みのものの提供の他、加熱調理品の提供においても、保健所の判断により出品をお断りする可能性がございます。具体的な品目につきましては、広島県 HP 内、東部保健所のページにございますガイドラインをご確認いただく他、食品衛生係(TEL:0848-25-4642)までご連絡ください。
- 因島消防署への届出/「露店開設届」も上記同様事務局にて一括での提出となります。また、後日駐車許可証と共に「露店開設における自主点検表」を送付しますので、よくご確認頂き各自事故予防に努めて下さい。
- 出店責任者の身分証明書(運転免許証や保健証など)の写しを提出してください。
同様に、当日に従事される従事者名簿を作成し身分証明書の写しを添付し提出してください。
- 飲食で出店する責任者の方は、加入されている損害保険または共済の契約証書等の写しを添付してください。(加入されてない場合は 3,400 円で加入できますのでご連絡ください。)
- 電気の使用について(テント内へ持ち込む照明、冷蔵庫、モーター等動力用の機器)、発電機容量に限りがありますので、1 テントあたり 2kw(20A)以内でお願いします。また、使用する電気機器の名称と消費電力(ワット数又はアンペア数)を別紙にてご連絡ください。尚、規定量を超える場合は 1kw(10A)増加毎に 1,100 円(税込)をお支払いください。
- 各自で使用される発電機や機械・火気器具等(ガスコンロ、モーター等動力用)、燃料(ガス、ガソリン)を持ち込む際は、消火器を必ず1本以上ご持参ください。
- 詳細につきましては、申込後お渡し致します実施要領にてご確認ください。

○返送先・ご連絡先

〒722-2323

尾道市因島土生町 1762-38 因島商工会議所内

バザール部会事務局(担当:島田悠希)

【T E L】0845-22-2211

【F A X】0845-22-6033

【メー ル】chousa@in-no-shima.jp